長門市民助け合い応援券対象店舗について

対象店舗：長門市内に店舗を持つホテル・宿泊施設（温泉施設含む）、旅行代理店、
飲食店（※下記参照）、タクシー、運転代行で
新型コロナウイルス感染症対策を十分に実施している市内事業者

（※）飲食店について

【対象】
・屋内飲食を基本にしている飲食店（定食屋、居酒屋等）
・屋内飲食を基本とし、コロナ対策としてテイクアウトにシフトしている飲食店
・大型スーパー等の一画に構える飲食店

【対象外】
・テイクアウトを基本にしている飲食店（パン屋、ケーキ屋、移動販売車）
・宅配、配送を基本とする飲食店

問合せ：長門市産業戦略課　0837-23-1138・1216